

知って得する！話題のトレンドワード(第11回)

ポイント解説！スッキリわかる「育児・介護休業制度」

2024.02.21



いま話題のトレンドワードをご紹介します本企画。第11回のテーマは「育児・介護休業制度」です。言葉の意味、そしてその背景や関連する出来事を解説していきます。みなさまのご理解の一助となれば幸いです。

厚生労働省「人口減少社会への対応と人手不足の下での企業の人材確保に向けて」には、「人材不足解消のカギは仕事と家庭の両立支援」と書かれています。出産・育児・介護などによる離職を防ぎ、男女ともに仕事と家庭を両立するべく、数々の取り組みが行われています。

育児休業は、男女の労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するための休業制度で、女性の場合出生後57日～1歳の誕生日の前日まで、男性の場合出生後～1歳の誕生日の前日まで取得できます。また、介護休業は、労働者が要介護状態にある対象家族を介護するための休業制度で、対象家族1人につき3回、通算93日まで取得できます。

これらの制度は仕事と家庭を両立するための両立支援の1つで「育児・介護休業法」に定められています。育児休業・介護休業の他にも、看護休暇や産後パパ育休、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限など、さまざまな制度が設けられています。

関連する出来事などの背景… 続きを読む